



平成 26 年 12 月 19 日

各 位

本 社 所 在 地 栃木県足利市南大町 4 4 3 番地
会 社 名 株式会社 タ ツ ミ
代表者の役職氏名 取締役社長 岡 嶋 茂
コ ー ド 番 号 7 2 6 8
問 合 わ せ 先 取締役経理部長 木 村 英 典
T E L (0 2 8 4) 7 1 - 3 1 3 1

メキシコ合衆国における子会社設立に関するお知らせ

平成 26 年 12 月 19 日開催の取締役会において、メキシコ合衆国に子会社を設立することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 目的

当社は、平成 13 年 5 月に株式会社ミツバ(注)のメキシコ子会社に資本参加するとともに、生産を続けてまいりましたが、メキシコを含む北米地域の自動車市場の拡大対応と更なる競争力向上を図ることを目的として、メキシコ ニエボレオン州に子会社を設立し、新たに工場を建設することといたしました。

(注)株式会社ミツバは、当社の株式を 53.1%保有する親会社であり、東証一部上場会社であります。

2. 設立会社の概要

- (1)名 称 : Corporación Tatsumi de México, S. A. de C. V.
- (2)所 在 地 : ニエボレオン州
- (3)代 表 者 : 岡嶋 茂 (当社代表取締役社長)
- (4)事業内容 : 四輪車・二輪車用電装部品及びブレーキ部品の製造・販売
- (5)資 本 金 : US\$10,000,000 (約 11.8 億円、1 US\$=118 円)
- (6)出資比率 : 当社 60%、株式会社ミツバ 40%
- (7)登 記 日 : 平成 27 年 2 月 (予定)
- (8)稼働開始 : 平成 28 年 1 月 (予定)

3. 業績への影響

平成 27 年 3 月期の業績に与える影響は軽微であります。今後、子会社として連結決算を組む予定であり、連結売上高への寄与として 15 億円程度を想定しております。

4. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 当該取引は、支配株主との取引に該当いたします。

(2) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は、平成26年6月20日に公表したコーポレートガバナンス報告書において支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として「親会社以外の企業と直接取引を行う当社独自の営業基盤を確立しており、親会社からの一定の独立性を確保していると認識しており、親会社との取引条件については、一般取引と同様に公正かつ適正な取引関係を維持するとともに、当社と関係を有しない他の取引先と同様に市場価格などを考慮して合理的な価格としております。」と定めておりますが、今回の取引におきましても公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置をおこなっているため、少数株主の保護の方策に関する当社の指針に適合しております。

(3) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

親会社との取引条件については、一般取引と同様に公正かつ適正な取引関係を維持するとともに、当社と関係を有しない他の取引先と同様に市場価格などを考慮して合理的な価格としております。

出資の比率につきましては、公正性を担保するため、将来の北米における商圈シェア及び新会社における選任役員の関与状況等を想定し、会計の専門家等の第三者の意見も考慮した上で、当該取引が少数株主にとって不利益にならないよう十分に検討し、決定いたしました。

また、経営方針及び日常の事業活動について上場会社としての自主、自立を基本としており、当社の親会社からの独立性は十分に確保されているものと認識しております。

なお、利益相反を回避するため、親会社の取締役を兼務する高橋良和氏及び親会社の執行役員を兼務する永井邦夫氏は、今回の取引における取締役会の審議及び決議に参加しておりません。

(4) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

平成26年12月19日開催の取締役会において、当社の独立役員として選任している社外監査役 早川榮一氏より、今回の子会社設立は、メキシコを含む北米市場での商権拡大を図ることができるという点で、両社の企業価値向上に有益であることが認められ、かつ少数株主の保護の方策に関する当社の指針に沿って手続きが進められ、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が講じられていると判断できることから、当該取引は少数株主にとって不利益なものではない旨の意見をいただいております。

以 上